

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について (両立支援等助成金の見直し関係)

雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課

1. 改正の内容（育休復帰支援プラン助成金の創設）雇用保険法施行規則第 116 条第 4 項
中小企業事業主が、以下の（１）又は（２）に該当する場合に支給する。

（１）育休取得時助成金（仮称）

中小企業事業主が、育児休業取得予定者と育児休業前の面談を実施した上で、育休復帰プランナーの支援を受け育休復帰支援プラン（*）を作成し、当該プランの実施により、当該予定者が 3 か月以上育児休業を取得した場合

* 育休復帰支援プランとは、中小企業が、自社の労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰を支援するために策定するプランのこと。

具体的には、育児休業中の労働者への各種情報提供や育児休業中の能力開発、復帰に当たっての相談窓口の設置等の企業の取組をまとめたもの。

（２）職場復帰時助成金（仮称）

中小企業事業主が、育休復帰支援プランの実施により、育児休業中の情報提供を含む復帰支援を行うとともに、育児休業復帰前・復帰後の面談により必要な支援を行った上で、育児休業取得者が職場復帰後 6 か月以上雇用された場合

《支給対象事業主》

労働者の育児休業取得及び職場復帰を円滑にするため、育休復帰支援プランを作成し、当該プランに基づく措置を実施し、育児休業を取得した労働者を育児休業後継続して雇用した中小企業事業主

《支給限度額》

1 回 30 万円（1 企業当たり（１）、（２）各 1 回まで）

2. 今後の予定

（12月17日～1月15日	パブリックコメントの募集）
1月19日	労働政策審議会（雇用均等分科会）
1月30日（予定）	公布
2月 1日（予定）	施行